

2 農道の整備

(1) 広域営農団地農道整備事業

【担当：主査（農道整備）】

目 的	広域営農団地計画に基づき、営農団地内の基幹となる農道の整備を行い、農業生産の近代化及び農産物等の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する。					
事業内容	広域農道 広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設、改良					
採択要件	<p>○受益面積：おおむね1,000ha以上（離島、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯にあっては、おおむね300ha以上）</p> <p>○総事業費：20億円以上</p> <p>○車道幅員：おおむね5 m以上（離島、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯にあっては、おおむね4 m以上）</p> <p>※ 平成22年度以降は、新規地区の採択を行っていない。</p>					
負担割合	<p>国 55% 道 22.5% その他 22.5%</p> <p>ただし、農業振興地域以外の地域で一部施行しかつ農業交通が8割未満のもの（寒冷地域内で施行し延長10 km以上のものを除く）については、国 50% 道 25% その他 25%</p> <p>※寒冷地域とは、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づくものをいう。</p>					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	1 (新:一 継:1)	40,000	40,000	22,000	9,000	9,000

(2) 基幹農道整備事業

【担当：主査（農道整備）、主査（農道保全）】

目 的	農道網の基幹となる農道の整備を行い、農業の近代化又は農業生産物等の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する。					
事業内容	<p>通作条件整備</p> <p>地域における農業振興のために必要であって、他の農業基盤と一体となって農地の通作条件の整備を図るものについて実施する。</p> <p>ア 一般型 農道網の基幹となる農道の整備</p> <p>イ 保全対策型 既設農道についての点検診断、保全対策及び緊急対策</p>					
採択要件	<p>ア 一般型</p> <p>○受益面積：おおむね50ha（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha）以上</p> <p>○総事業費：1億円以上</p> <p>○車道幅員：おおむね4m（離島、振興山村、半島振興対策実施地域においてはおおむね3m）以上</p> <p>○自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めること</p> <p>イ 保全対策型</p> <p>○対象路線：農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線・ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線。</p> <p>○受益面積：50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha）以上</p> <p>○総事業費：30百万円以上</p> <p>※ 本事業（保全対策型を除く）を実施するにあたっては、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業を取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。保全対策型の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別対策計画」が作成されていること</p>					
負担割合	国 55% 道 22.5% その他 22.5%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道 予 算 額			
			国 費	道 費	地 元	
	11 (新:2 継:9)	661,931	661,931	364,062	148,935	148,934

(3) 一般農道整備事業

【担当：主査（農道整備）、主査（農道保全）】

目 的	農道網の整備を行い、農業の近代化又は農業生産物等の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資する。
事業内容	<p>通作条件整備 地域における農業振興のために必要であって、他の農業基盤と一体となって農地の通作条件の整備を図るものについて実施する。</p> <p>ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備</p> <p>イ 樹園地等型 樹園地、野菜指定産地における畑地、田畑転換を行う水田地帯、酪農及び肉用牛生産の振興認定を受けた市町村内の農道の整備</p> <p>ウ 農業集落間型 農業の生産条件が不利な地域における農業集落を結ぶ農道の整備</p> <p>エ 保全対策型 既設農道についての点検診断、保全対策及び緊急対策</p>
採 択 要 件	<p>ア 一般型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益面積：おおむね50ha（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha）以上 ○総事業費：5千万円以上 ○全幅員：おおむね4.5m（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域半島振興対策実施地域急傾斜地帯においてはおおむね4m）以上 <p>イ 樹園地等型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益面積がア一般型に適合し、かつ次に掲げるもののうち農道網の整備に必要なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費が5千万円以上であり、全幅員がおおむね4.5m（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯においては4m）以上の幹線農道。 ・ 全幅員がおおむね3m以上である支線農道。 ・ 全幅員がおおむね2m以上である末端耕作道。 ・ 総延長がおおむね500m以上である軌道等運搬施設（野菜指定産地における畑地域、田畑転換を行う水田地帯において行うものを除く）。 <p>ウ 農業集落間型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受益面積：おおむね30ha以上 ○総事業費：5千万円以上 ○車道幅員：おおむね4m以上 <p>エ 保全対策型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象路線：農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線・ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線。 ○受益面積：50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域においてはおおむね30ha）以上 ○総事業費：30百万円以上 <p>※ 本事業（保全対策型を除く）を実施するにあたっては、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業を取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。保全対策型の実施にあたっては、個別施設毎の具体的な対策方針を定めた「個別対策計画」が作成されていること</p>

負担割合 事業主体	国 55% 道 22.5% その他 22.5% (一般農道整備の農業集落間型においては国 50%、道 25%、その他 25%) 北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
地区数		事業費	道予算額			
20 (新:3 継:17)		1,388,680	1,388,680	国費 763,774	道費 312,453	地元 312,453

(4) 農道整備特別対策事業

【担当：主査（農道保全）】

目 的	農産物の流通及び農村生活の利便性の向上に大きな役割を果たす農道を整備することによって農村地域の活性化を図り、もって全道各地域の均衡ある発展を図る。					
事業内容	地域活性化事業を活用して道路本体施設及び道路附属施設の新設、改良、舗装等の整備を行う。 地方債を財源としており、他の農道整備事業等と比べ手続きが簡易である。					
採 択 要 件	○受益面積：おおむね 50ha(30ha) 以上 ○延 長：おおむね 1,000m(800m) 以上 ○全 幅 員：おおむね 4.5m(4.0m) 以上 注：（ ）書きは、離島・山村・過疎・半島の4法指定地域					
負 担 割 合	○道 50% その他 50%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地 区 数	事 業 費	道 予 算 額	国 費	道 費	地 元
	16 (新:- 継:16)	1,030,000	1,030,000	—	515,000	515,000